

垂井町職員（正規職員）経験者採用試験案内

垂井町では、令和5年4月採用予定の経験者採用試験を次のとおり実施します。

1 採用職種及び人数

職 種	採用予定人数
一般事務	若干名
保育士	若干名

※試験の結果によっては採用しない場合もあります。

2 受験資格

職 種	受 験 要 件
一般事務	昭和57年4月2日から平成4年4月1日生まれの方で、次の要件を満たす方 ・大学卒業以上の学歴を有する方で、民間企業等における職務経験が通算して5年以上ある方
保育士	昭和47年4月2日から平成10年4月1日生まれの方で、次の要件を満たす方 ・保育士証及び幼稚園教諭免許状の両方を有する方で、保育士または幼稚園教諭としての職務経験が通算して3年以上ある方

※「職務経験」は、正規・非正規等の雇用形態を問わず、週20時間以上就業した期間（令和5年2月1日までの期間に限る。また、休職期間を除く。）を通算して計算します。

ただし、次の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

- ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- ②垂井町において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない方
- ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

3 受付期間

令和4年11月28日（月）から12月26日（月）正午まで（閉庁日を除く） 受付時間 午前8時30分から午後6時15分まで

郵送の場合も、12月26日（月）正午までに垂井町総務課に到着したものに限り受け付けます。申込書は、11月28日（月）から役場2階 総務課（閉庁時は、役場1階 宿直室）にて配付します。郵送での請求は「4 受験手続」内をご覧ください。

4 受験手続

申込方法	<ul style="list-style-type: none">・ 申込書に必要事項を記入し、垂井町総務課人事係へ提出してください。・ 申込書を郵送で提出する場合は、必ず郵便追跡が可能な特定記録郵便又は簡易書留郵便にしてください。・ 申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験申込書請求」と朱書きし、<u>120 円切手（速達希望の場合は 400 円切手）を貼った宛先明記の角二号の返信用封筒を同封して請求してください。</u>・ 申込書はホームページからダウンロードしたものでもかまいませんが、両面印刷して下さい。・ 申込受付後、受験票を郵送しますので、受験票に申込前 6 ヶ月以内に撮影した写真（縦 5.5cm、横 4.5cm）を貼って、試験当日に持参してください。受験票が届かない場合は必ず 1 月 4 日までに問い合わせください。
提出先	〒503-2193 岐阜県不破郡垂井町宮代 2957 番地の 11 垂井町役場 総務課 人事係 TEL 0584-22-1151（内線 204・205）

5 試験

・ 第 1 次試験

試験日時	令和 5 年 1 月 9 日（月・祝） 受付開始：午前 9 時 00 分 試験開始：午前 9 時 30 分（終了予定：正午頃）
試験会場	垂井町役場（受付：垂井町役場 2 階 総務課）
試験内容	<ul style="list-style-type: none">・ 教養試験・ 作文試験

受験者全員に合否の結果を通知します。

・ 第 2 次試験

第 1 次試験合格者に対して 2 次試験を実施します。

試験日	令和 5 年 1 月下旬の指定する日
試験会場	垂井町役場
試験内容	詳細は第 1 次試験合格者に通知します。

6 給与等

- ・ 初任給は、一定の基準により職務経験等を考慮して決定します。原則として毎年 1 回 4 月に昇給します。
- ・ 該当者には扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

初任給の例（令和 5 年 4 月 1 日現在）採用時年齢 大学卒業後、民間企業での職務経験（正職員）が 8 年 224,500 円程度（手当除く） 大学卒業後、保育士としての職務経験（正職員）が 5 年 219,200 円程度（手当除く）
